

小木小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月 改訂

能登町立小木小学校

小木小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月 改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本的認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「小木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止のための取り組み

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童が自らつくり上げるようにしていく。また、「未然防止」「早期発見」「対処」の過程を大切にしたい取り組みを行っていく。

(1) 「未然防止」に向けた取り組み

①人間関係づくり

構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等に学級活動の中で計画的に取り組むことで、自己存在感を持てるような雰囲気づくりに努める。

②人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる感性の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

③特別活動の充実

学級活動の授業や児童委員会の取り組みを通して、児童の自主的な活動を中心とし、学級や学校に貢献している実感が持てるように指導する。

④授業づくり

日々の指導には生徒指導の実施上の4つの視点を意識し、授業づくりにおいても児童の活躍の場を作ったり、間違いを生かすような指導をしたりする。また、児童が「分かる」「できる」を実感するような授業づくりを目指して、校内研修や自己研修に努める。

⑤道徳教育や人権教育の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

⑥情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ適切に対応する。

⑦インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等があった場合は、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。

⑧校内研修の実施

生徒指導についての校内研修を行う。また、いじめ対応アドバイザーと情報を共有し、より深い児童理解に全職員で取り組む。

⑨評価について

学校評価における児童アンケートの「学校は楽しい」の項目で、肯定的評価が90%を上回るように、①～⑧の取り組みの充実を図る。

(2) 「早期発見」に向けた取り組み

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ②児童理解の会等で、児童の様子を共有し、全職員が目で見つめることができるようにする。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。
- ④「いじめアンケート」「QU」による学級生活状況調査を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。特に「QU」では、要支援群に位置する児童生徒を把握し、前回調査までとの比較などを行っていく。

(3) 「対処」に向けた取り組み

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

(5) 留意事項

①学校で分かるいじめ発見の留意事項

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

②家庭で分かるいじめ発見の留意事項

保護者から、児童の家庭での様子について、相談があった場合、いじめを受けている可能性も考え、指導に当たる。

③いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童を個別に指導・支援する。いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見えたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「児童理解の会」

全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ問題対策チーム」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラーによるいじめ問題対策チームを設置し、必要に応じて開催する。

③個別案件対応班

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

④関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、教育委員会に報告する。重大事案への対応として、教育委員会への報告・相談を行うとともに、教育委員と連携した対応をとる。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、珠洲警察署小木派出所長、校区町会長
小木地区健全育成連絡協議会会長、小木公民館長